

今月のニュース;

コロナ水際対策が緩和されました

政府は、5月20日、新型コロナの水際対策を緩和することを公表しました。

これによりますと、6月1日以降の入国時検査の取扱いは、次の図のようになります。

図表3 入国時検査の免除

【6月1日以降の取扱】

	3回目接種をした人	それ以外の人
「青」区分の国 (ウイルス流入リスクが低い国・地域)からの入国	入国時検査を免除	入国時検査を免除
「黄」区分の国 (リスクが中間の国・地域)からの入国	入国時検査を免除	必要
「赤」区分の国 (リスクが高い国・地域)からの入国	必要	必要

また、6月10日以降は、外国人観光客の入国制限が緩和され、次の(1)(2)又は(3)の新規

入国を申請する外国人について、日本国内の所在する受入責任者が、入国者健康確認システム(ERFS)における所定の申請を完了した場合、新規入国を原則として認めることとされています。

- (1) 商用・就労等の目的の短期間の滞在(3月以下)の新規入国
- (2) 観光目的の短期間の滞在の新規入国(旅行代理店等を受入責任者とする場合に限る)
- (3) 長期間の滞在の新規入国

※以上は、6月13日時点の情報です。見直しが増えられることもあるのでご注意ください

今月のニュース;

帰国困難者の在留資格の特例を変更

出入国在留管理庁は、5月31日、新型コロナウイルス感染症の影響による帰国困難者に対する在留資格の特例措置を変更することを公表しました。取扱の変更は次の図表のとおりです。

6月29日までは次の図表のとおり更新が許可されますが、6月30日以降に更新の場合は「今回限り」としての取扱いになります。

図表4 帰国困難者の在留資格の特例措置の主な変更

※2022年5月31日現在

	対象者	従前の取扱い	新たな取扱い
1	元技能実習生	特定活動(6月・帰国困難・就労可)	特定活動(4月・帰国困難・就労可)
2	元留学生	特定活動(6月・帰国困難・週28時間以内の就労可)	特定活動(4月・帰国困難・週28時間以内の就労可)
3	元中長期在留者	特定活動(6月・帰国困難・就労不可) (※)	特定活動(4月・帰国困難・就労不可)(※)
4	短期滞在者	短期滞在(90日・帰国困難・就労不可) (※)	短期滞在(90日・帰国困難・就労不可) (※)

※資格外活動許可を受けることで週28時間以内の就労可

今月の相談事例；

「病院に行きたがらないので困っていました」

ここでは、外国人や外国人にかかわる方からよくある相談事例について、掲載し、課題や対応方法を考えてみることにしましょう。

●どんな状況でしたか

相談室に東南アジア出身の日本語学校生 A 子さんとその友人の日本人 B 子さんがやってきました。

A 子さんの半袖シャツから見える左腕は湿布の上から包帯がぐるぐる巻きになっています。B 子さんは、A 子さんに病院に行くように勧めているが、行ってくれないので、相談に来たといっています。

●どんな課題がありましたか

C 相談員は、どうして、いつ負傷したのか聞きました。2 日前、アルバイト先のお店で展示棚を変えようと人の背の高さの脚立から転落してしまったといっています。腰も強く打ち付けており、痛みと軽い痺れもあるようです。まずは病院に行くことが必要です。「言葉が通じない」「お金がない」といいますが、言葉は誰かに付き添ってもらえば解決可能です。

治療費については、工作中的受傷なので労災が使えるはずですが。「日本の制度では、お金はかからない」というと、A 子さんは「本当ですか？」と目を輝かせました。労災という制度があり、同僚も工作中的の事故であることを証明してくれるという、嬉しそうに頷きました。「あとは、店長に言って手続きをしてもらってください」といっていました。

すると、A 子さんは態度を急変させました。「だめ、だめ。店長に知られてはだめ。やはり病院には行けない」と急に強く拒みだし始めました。不思議に思い、C 相談員は辛抱強く聞いてみました。

A 子さんは思いつめた表情で、「自分がこの学校

を卒業すると、このアルバイト先に自国の後輩がやってくるようになっていく。後輩のために勤め先に迷惑をかけるようなことだけはできない」と言うのでした。

●どう支援しましたか

A 子さんが病院に行かない理由には言葉や治療費の問題があるだろうと思っていたところ、もう一つ、意外な問題が出てきたのでした。

C 相談員は、どうしたらいいか、考えました。

- (1) まず、治すために病院に行く必要性を共有することが大切と考えました。神経系統に障害が生じ、後遺症など残らぬようにすることも必要であると言って、病院に行く必要性を共有しました。
- (2) 次に、勤務先に知られることはできないという考え方は合理的でしょうか。日本においては労災の療養を受ける権利があります。そして、A 子さんがその権利を正しく行使しないと、仮に後輩がやってきたときに正しく行使できなくなるかもしれません。また、勤務先でも、法律で定められた義務が果たせないとあとでかえって迷惑をかけることになるかもしれません。

C 相談員は、A 子さんに、A 子さんが勇気を出して正しい行動をすることがみんなの幸せになるのではないかと投げかけました。

A 子さんは、じっと考えていましたが、「勇気を出して頑張ってみます」と言いました。

そこで、C 相談員は、相談室が連携している労働相談の専門家に A 子さんと一緒に会社に行って事情を話していただくよう伴走支援をお願いしたところ、勤務先はたちまち事情を了解し、すぐに労災が使えるよう手続きをしてくれました。

